

DB年金に係る最近のトピックス

～ 平成21年4月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成21年10月



三菱UFJ信託銀行

1.	<u>財政運営弾力化に関するトピックス</u>	…	2頁
	(1)掛金引上げ猶予	…	4頁
	(2)下方回廊方式の導入	…	6頁
2.	<u>平成21年3月期決算の積立状況等</u>	…	8頁
	(1)平成21年3月期財政決算の状況	…	9頁
	(2)財政緩和措置の影響	…	10頁
3.	<u>その他の動き</u>	…	11頁
	(1)DB・厚年の業務報告書等の様式改正	…	12頁
	(2)合併時等の決算事務の取扱いについて	…	13頁
	(3)社保庁からの住所情報提供	…	14頁
4.	<u>平成21年4月～平成21年9月の年金ニュース</u>	…	15頁

当資料は平成21年9月末現在の法令等に基づいて作成しております。

1. 財政運営弾力化に関するトピックス

はじめに

➤ 一連の財政弾力化について通知等が改正・発出された。

〔 通知発出：「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について」平成21年7月27日年発0727第2号
省令改正：確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号） 〕

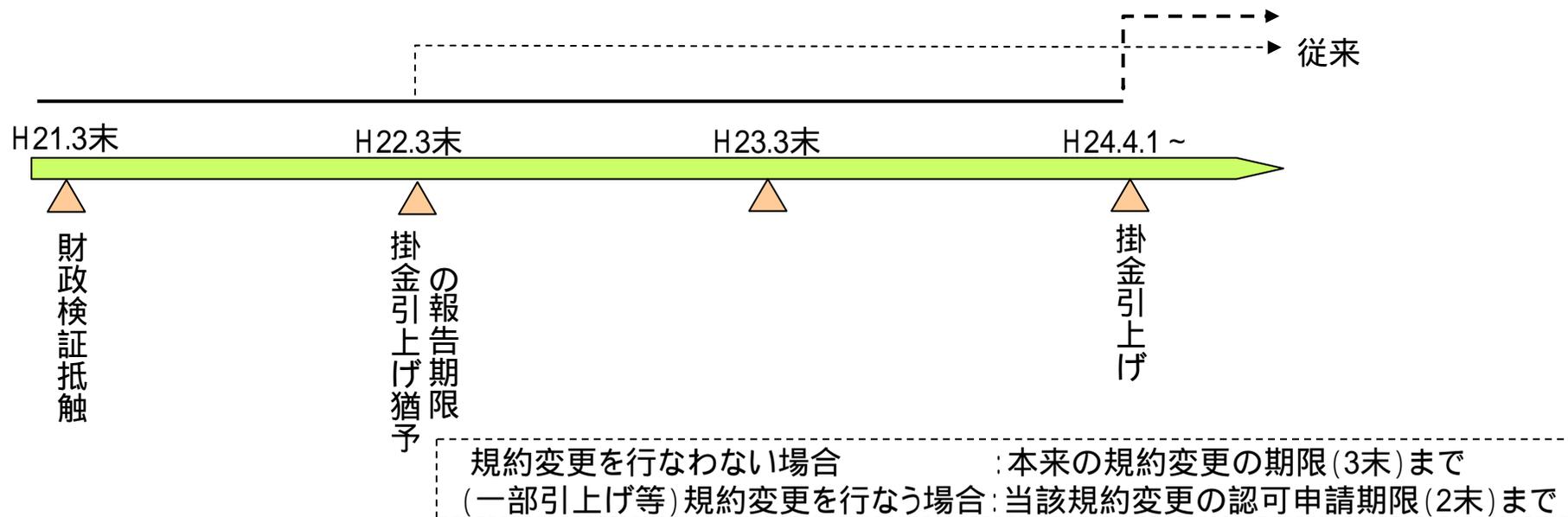
内容は大きく以下の2つ。

- (1) 掛金引上げ猶予 (平成24年3月末日まで)
- (2) 下方回廊方式の導入 (平成24年3月末日基準日まで)

実務について確定していないところがあり、一部実際と異なる可能性があります。

1 - 1 - 掛金引上げ猶予

- 平成24年3月末まで標準掛金、特別掛金、特例掛金の全部又は一部の引上げ猶予が可能となった。
- 平成22年3月末日までに「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」の報告が必要であり、財政検証抵触による財政計算結果の報告書を添付することが必要。
- 財政再計算などの財政検証以外の財政計算についても猶予可能。
- 引上げるべき掛金を猶予することは負担の先送りであって財政上好ましくないことに、留意が必要。



1 - 1 - 掛金引上げ猶予に関する報告様式

- 掛金引上げ猶予を行う場合に提出する書類「実施事業所の経営状況が悪化して事業主が掛金を拠出することが困難であることを示した書類」の様式が明らかになった。

(通知発出:「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について」平成21年7月27日年発0727第2号)

- ✓ 掛金拠出が困難であることの報告は以下の項目を記す様式に基づくこととされた。

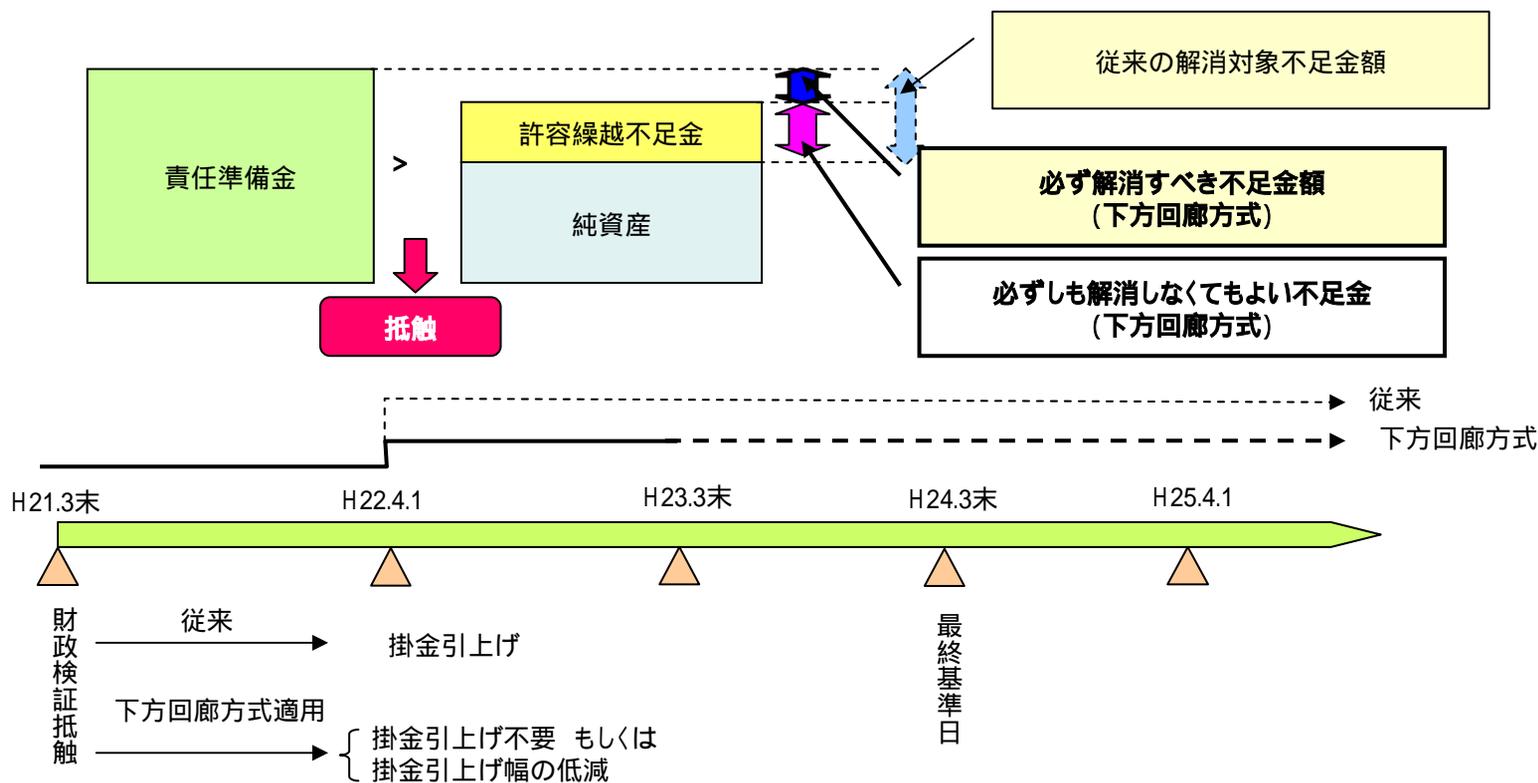
- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 実施事業所の経営状況 | 4. 3. の掛金を計算した財政再計算の基準日 |
| 2. 掛金引上げが困難な理由 | 5. 猶予の範囲(全部または一部) |
| 3. 猶予の対象である掛金引上げの時期 | 6. 備考 |

< ご参考: 掛金引上げ猶予に関する報告様式についての行政回答 >

内容	回答
<p>記載内容の要件を示すガイドライン等を示していただきたい。</p> <p>「1. 実施事業所の経営状況」「2. 掛金引上げが困難な理由」については、実施事業所のB/S、P/L、キャッシュフロー計算書等の財務諸表に基づく具体的な数値(営業利益や純利益等)を用いて記載する必要があるか。</p> <p>複数の事業所で共同して確定給付企業年金を実施している場合において、「1. 実施事業所の経営状況」「2. 掛金引上げが困難な理由」について、複数の実施事業所において経営状況が悪化している場合は、当該経営が悪化している実施事業所のうち、主たる実施事業所について記載する取扱いでよいか。</p> <p>基本的には、別紙様式に必要な情報を記載の上提出すればよく、その他資料(実施事業所の経営状況を示す根拠資料等)を別途添付する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>ガイドラインを示す予定はありません。掛金拠出困難であることを示せばよく、事業主の判断で記載すればよい。</p> <p>掛金拠出が困難であることに該当している事業所についてはその旨示す必要があります。</p> <p>事業主が掛金拠出が困難であることを示すために必要なものを提出してください。</p>

1 - 2 - 下方回廊方式の導入

- 継続基準の財政検証の結果解消すべき不足金を、許容繰越不足金を上回る部分とすることができるようになった。
- 適用は平成24年3月末日基準日まで。
- 継続基準に抵触している場合、財政再計算にも適用できることとされた。

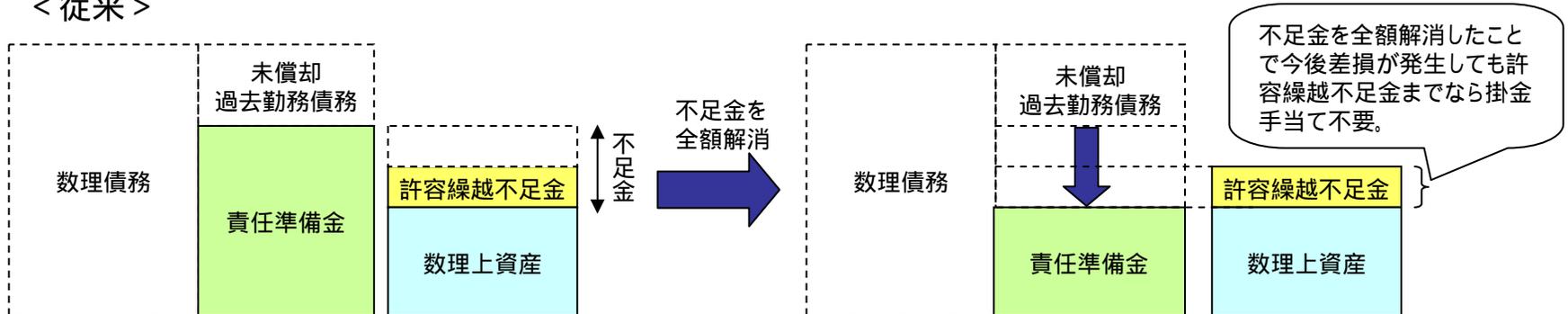


1 - 2 - 下方回廊導入に関する留意点

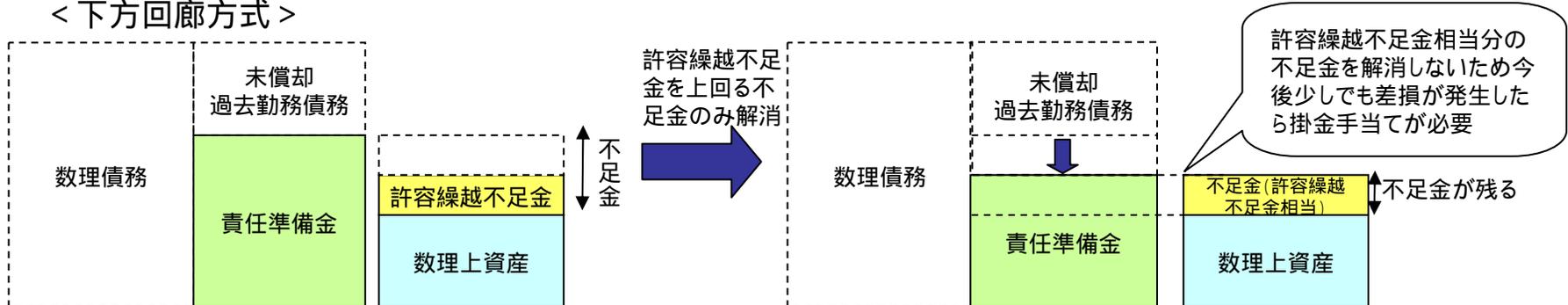
➤ 翌年度以降の掛金引上げリスクに留意が必要となる。

- ✓ 従来方式では不足金を全額解消するため、掛金を一度引上げれば翌年度以降は許容繰越不足金までの差損が発生しても、不足金として許容でき掛金の引上げが留保できた。
- ✓ 下方回廊方式では許容繰越不足金を上回る不足金しか解消しないため、翌年度以降は差損発生の際、掛金手当てが必要(少なくとも許容繰越不足金の利息相当分の差損が発生)。

< 従来 >



< 下方回廊方式 >



2. 平成21年3月期決算の積立状況等

2 - 1 平成21年3月期財政決算の状況

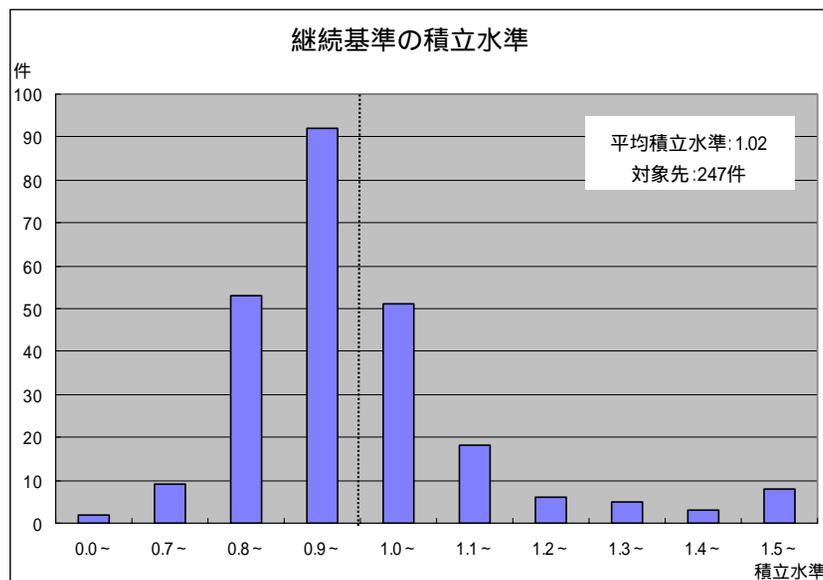
➤ 弊社総幹事受託DB年金のうち平成21年3月決算先 の積立水準の集計を行った。

1. 継続基準の積立水準:63.2%(前年度8.2%)が継続基準に抵触。
2. 非継続基準の積立水準:51.4%(前年度31.4%)が非継続基準に抵触。

平成21年7月時点で集計可能な3月決算の弊社総幹事DB247件が対象。

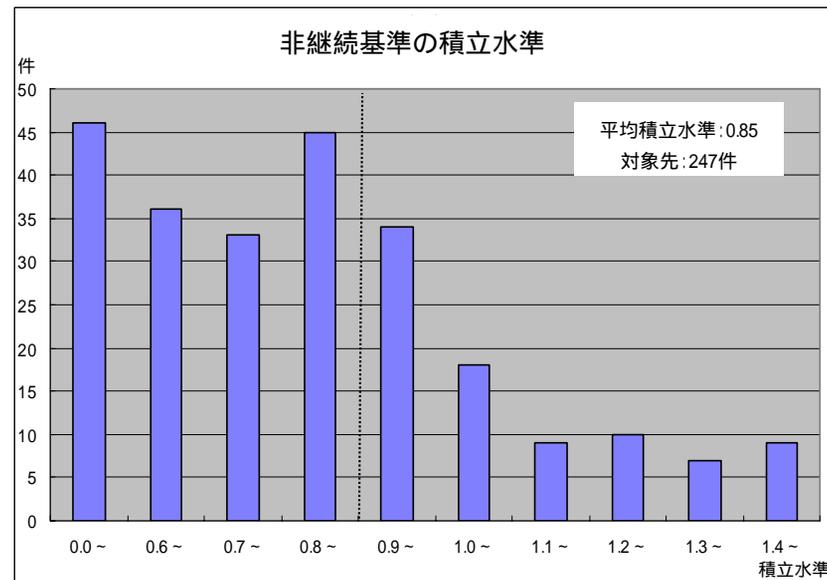
< 継続基準の積立水準 >

(数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金



< 非継続基準の積立水準 >

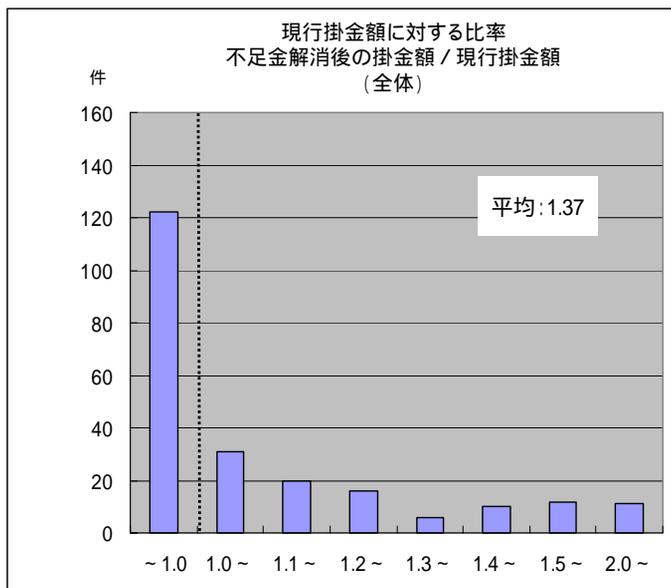
純資産額 ÷ 最低積立基準額



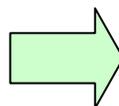
2 - 2 財政緩和措置の影響

➤ 財政緩和措置を適用することによって特別掛金額が減少したり、不要となる場合がある。

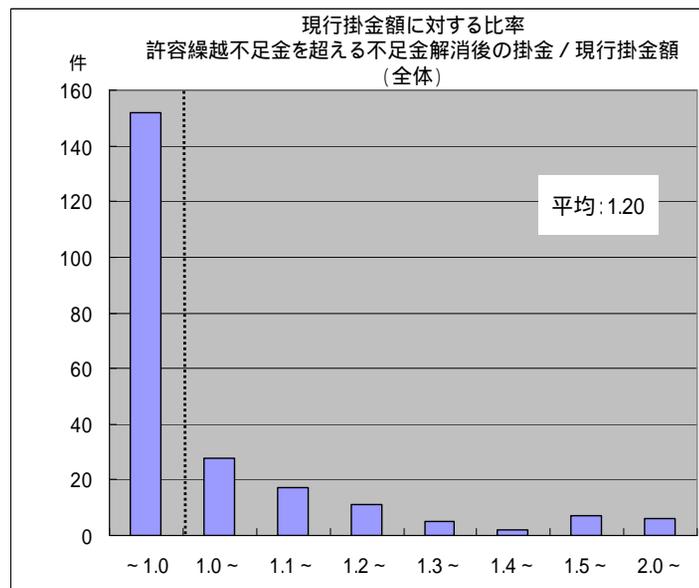
✓ 財政緩和措置の影響 < 積立不足(繰越不足金)を20年で償却した場合の特別掛金 >



財政緩和措置後



下方回廊方式を反映



比率の計算式:

$(\text{標準掛金} + \text{新特別掛金A}) / (\text{標準掛金} + \text{特別掛金})$

新特別掛金A:

先発債務を含めた積立不足(H21.3期)を20年で償却した場合の特別掛金額

比率の計算式:

$(\text{標準掛金} + \text{新特別掛金B}) / (\text{標準掛金} + \text{特別掛金})$

新特別掛金B:

{先発債務を含めた積立不足(H21.3期) - 許容繰越不足金}を20年で償却した場合の特別掛金額

3. その他の動き

3 - 1 DB・厚年の業務報告書等の様式改正

➤ DB年金・厚年基金の業務報告書等の様式について改正がされた。

〔通知改正：

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 等〕

改正の概要

- ✓ 業務報告書については、平成22年3月31日基準日のものから新様式に移行するものとし、平成22年3月30日以前を基準日とするものは旧様式とする。
- ✓ 勘定科目等については、平成21年3月31日基準日のものから新科目とする。

改正時期

- ✓ 業務報告書について、必要な欄の追加等を行う。
 - ・掛金の本人負担分の欄の追加 (DB年金、厚年基金)
 - ・離婚分割の件数等の欄の追加 (厚年基金)
 - ・政策的資産構成割合や適年からの移行状況等の欄の追加 (DB年金、厚年基金)
- ✓ 勘定科目について、既に存在しないものの削除等を行う。 (厚年基金)

3 - 2 合併時等の決算事務の取扱いについて

➤ 合併時等の決算事務の取扱いについて通知改正が行われた。

通知改正:

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

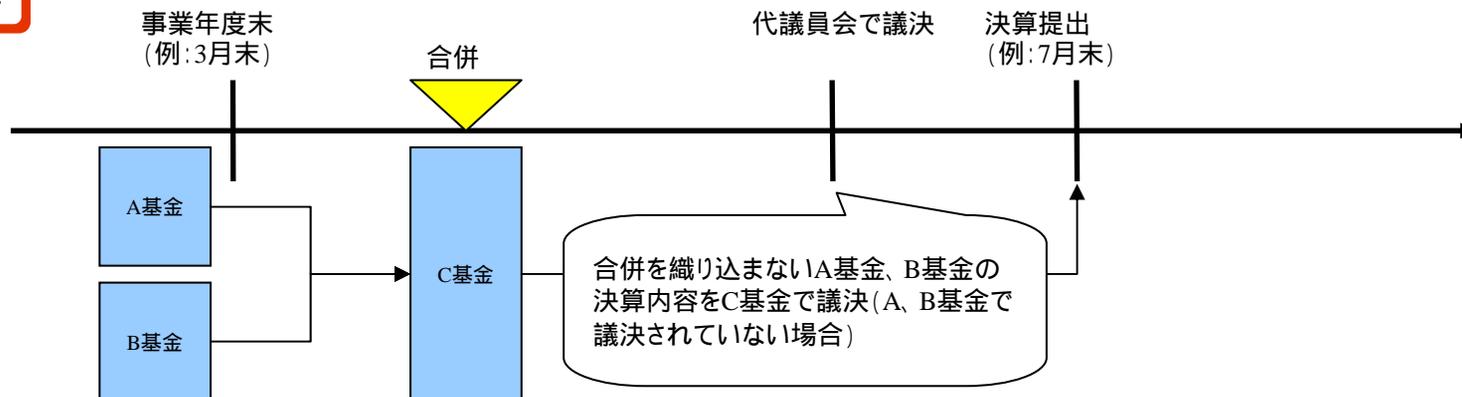
✓ 合併等を行う場合、決算は合併等を織り込まない状態での議決¹が必要。

✓ 存続基金等が議決し²、管轄地方厚生局宛に提出する。

1 規約型DBは議決等の手続きは不要(存続するDB年金が統合前の分であることを明記して提出)。

2 合併等の前の基金等で議決されていない場合に限る。分割の場合は存続する基金等で承継した権利義務(給付現価)が最大の基金等が議決する。

例: 合併



合併が決算提出以後の場合、従来通りA基金、B基金でそれぞれ議決し、各管轄の地方厚生局宛に提出

3 - 3 社保庁からの住所情報提供

➤ DBや企業型DC制度において、未請求者(住所不明者)対策に伴う省令改正がについて意見募集が行われた。

(意見募集:「厚生年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」平成21年7月27日)

- ✓ 年金・一時金等の未請求者対策として、社保庁から加入者に関する住所情報の提供が受けられることとなる。
- ✓ 社保庁の個人特定キー項目が「基礎年金番号」であり、企業年金において基礎年金番号を有することが有益であるため、基礎年金番号の管理を義務化する。
「情報の管理に関する取り決め」および「住所情報の取扱に関する覚書」の締結が必要

追加予定事項

今回手当てされた内容	DB		企業型DC	厚年基金
	基金型	規約型		
加入者原簿へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		今回追加	済
事業主からの届出事項へ「基礎年金番号」の追加	今回追加	不要	今回追加	今回変更
DB・企業型DCへの移換時の提出情報へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		不要	今回追加

4. **【ご参考】平成21年4月～平成21年9月の年金ニュース**

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年4月	・設立事業所の減少に係る行政回答修正【厚年】 (No.148)	()			
	・厚生年金保険本体の平成20年度の運用実績の推計値について【厚年】 (No.149)		()		
	・厚生労働省からの平成20年度決算見込み報告依頼【厚年、DB】 (No.150)				
	・合併時の決算事務の取扱について(意見募集開始)【厚年、DB】 (No.151)				
	・運用実績ヒアリングによる積立状況等の推計報告について【厚年、DB】 (No.152)				
	・厚年・DBの業務報告書等の様式改正に係る意見募集開始【厚年、DB】 (No.153)				
平成21年5月	・厚生年金保険に係る法律の公布【厚年】 (No.154)			()	
	・「保険給付遅延特別加算金」に関する厚生労働省への照会結果【厚年】 (No.155)			()	
	・掛金引き上げ猶予等の方針【厚年、DB】 (No.156)				
	・財政運営の弾力化措置についての意見募集開始【厚年、DB】 (No.157)				

()はDB年金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年7月	・延滞金に係る基金通知の一部改正について【厚年】 (No.158)			()	
	・DB年金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等【DB】(No.159)				
	・「厚生年金基金の実態調査について(調査依頼)」の発出について【厚年】 (No.160)				()
	・厚年基金における「ねんきん定期便」の標準的な様式について【厚年】 (No.161)	()			
	・財政運営の弾力化措置、長期運営計画の策定についての通知出状【厚年】 (No.162)		()		
	・厚年・DBの業務報告書等の様式改正【厚年、DB】 (No.163)				
	・合併時等の決算事務の取扱いについて【厚年、DB】 (No.164)				
	・掛金分離等についての意見募集開始【厚年】(No.165)		()		
	・厚年基金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等～速報～【厚年】 (No.166)		()		
	・DBの財政運営弾力化措置についての省令改正【DB】 (No.167)				
	・DC拠出限度額引上げについての政令改正【DC】 (No.168)				()

()はDB年金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年7月	・ 社保庁からの住所情報提供が可能に(D B・D C)～意見募集開始～【DB】 (No.169)				
平成21年8月	・ 厚生年金本体の平成20年度運用実績は 6.83%【厚年】 (No.170)		()		
	・ 免除保険料の見直しに関する意見募集開始【厚年】 (No.171)		()		
	・ 厚年基金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等～全体版～【厚年】 (No.172)		()		
	・ D Bの財政運営弾力化措置についての通知発出【DB】 (No.173)				
	・ 期ズレ調整額の算定に係る通知発出について【厚年】 (No.174)		()		
	・ 掛金分離の適用は1年繰り延べ【厚年】 (No.175)		()		
	・ 再計算報告書提出期限を来年2月に延期【厚年】 (No.176)		()		
	・ 社保庁からの住所情報提供が可能に(D B・D C)～その2～【DB】 (No.177)				

()はDB年金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年9月	・免除保険料の見直しに関する省令改正【厚年】 (No.178)		()		
	・弾力化等に関する照会事項の回答【厚年、DB】 (No.179)				
	・移換現価率等の変更に関する意見募集【厚年】 (No.180)		()		

()はDB年金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))